

官報 号外

昭和二十七年七月二十八日

第十三回 参議院會議録第七十号

昭和二十七年七月二十八日(月曜)午前十一時十五分開議

議事日程 第七十一号

昭和二十七年七月二十八日

午前十時開議

第一 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、名古屋通商産業局公益事業富山支局の設置に關し承認を求むるの件

(委員会審査省略要求事件)

第二 国会職員法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第三 産業教育振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第四 日本赤十字社法案(衆議院提出)

(委員長報告)

○副議長(三木治朗君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 愛知 揆一君
同 岡田 信次君
同 江田 三郎君

外務委員 金子 洋文君
大蔵委員 佐多 忠隆君
文部委員 前之園喜一郎君
運輸委員 木内キヤウ君
同 工藤 鐵男君
同 横尾 龍君
経済安定委員 村尾 重雄君
決算委員 古池 信三君

議院運営委員

懲罰委員 齋 武雄君
同 小川 久義君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 横尾 龍君
同 工藤 鐵男君
同 金子 洋文君
同 佐多 忠隆君
同 江田 三郎君
同 木内キヤウ君
前之園喜一郎君
同 岡田 信次君
同 愛知 揆一君
同 齋 武雄君
同 長谷山行毅君
同 古池 信三君
同 村尾 重雄君
同 前之園喜一郎君

同日内閣から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、名古屋通商産業局公益事業富山支局の設置に關し承認を求むるの件

同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを通商産業委員会に付託した。

議院運営委員の職務消費税法の廃止に伴う特別措置に關する法律案(境野清雄君外二十九名発議)

同日議員小酒井義男君外十九名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

給與所得税軽減に關する決議案
同日委員長から左の報告書を提出した。
日本赤十字社法案修正議決報告書
同日内閣から左の答弁書を受領した。
参議院議員島清君提出南西諸島の領土権回復に關する質問に対する答弁書
同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。
地方制度調査会設置法案

臨時石炭鉱害復旧法案

通商産業省設置法案

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案

工業技術庁設置法の一部を改正する法律案

法律案

農林省設置法等の一部を改正する法律案

法律案

経済審議庁設置法案

経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に關する法律案

法律案

資源調査会設置法案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

等の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案

案

保安庁法案

海上公安局法案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

案

總理府設置法の一部を改正する法律案

案

国家行政組織法の一部を改正する法律案

案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

案

同日修正議決した左の衆議院提出案は、即日これを衆議院に回付した。

義務教育費国庫負担法案

同日議長から内閣總理大臣宛左の決議を送付した。

積雪濕潤地帯における義務教育学校の屋内運動場の整備促進に關する決議
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

市の警察維持の特例に關する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方公営企業法案
電波法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

市の警察維持の特例に關する法律案
地方公営企業法案
電波法の一部を改正する法律案

一昨二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 薄淵 春次君
大蔵委員 大隈 信幸君
文部委員 堀 末治君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 堀 末治君
外務委員 木内キヤウ君
大蔵委員 薄淵 春次君
文部委員 大隈 信幸君

同日運輸委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 岡田 信次君(岡田信次君の補欠)

同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

昭和二十七年七月二十八日 参議院會議録第七十号 議長の報告

昭和二十七年七月二十八日 参議院會議第七十号 會議 議事日程追加の件 給與所得稅輕減に関する決議案

海岸保全法案(深水六郎君外二十名
発議)

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

国会議員法等の一部を改正する法律
案可決報告書

産業教育振興法の一部を改正する法
律案修正議決報告書

同日内閣総理大臣から、公安審査委員
会委員長に宇野三郎君、同委員阿部

眞之助君、入間野武雄君、廣瀬久忠
君、細川清一郎君、山崎佐君及び山名

義雄君を任命したので公安審査委員
会設置法第五條の規定により本院の同

意を求める旨の要求書を受領した。

○副議長(三木清君) これより本日
の會議を開きます。

この際、日程に追加して給與所得稅
輕減に関する決議案(小酒井義雄君

外十九名発議)(委員会審査省略要求事
件)を議題とすることに御異議ござい

ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(三木清君) 御異議ないと
認めます。

本決議案につきましては、小酒井義
雄君外十九名より、委員会審査省略の

要求書が提出されております。発議者
要求の通り委員会審査を省略し、直ち

に本決議案の審議に入ることにより御異議
ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(三木清君) 御異議ないと
認めます。よつてこれより発議者に対
し、題旨説明の発言を許します。小酒

井義雄君。

給與所得稅輕減に関する決議案
右の議案を決議する。

昭和二十七年七月二十五日
發議者

小酒井義雄 野澤 勝
江田 三郎 渡邊野 鼎

原 虎一 深川榮左エ門
矢嶋 三義 水橋 藤作

大矢半次郎 西川甚五郎
澤淵 春次 黒田 英雄

谷口弥三郎 前之園喜一郎
小川 久義 稻垣平太郎

竹中 七郎 西田 隆男
駒井 藤平 伊藤 保平

参議院議長佐藤向武殿

給與所得稅輕減に関する決議
勤勞者の生活は今日迄決して楽な

ものではなかつた。わが國經濟は漸
次回復をみつつあるが、勤勞者の生

活水準が今後とも經濟の回復と不均
衡であつてはならない。

政府は給與所得稅の輕減等の措置
を講ずることによつて絶えず勤勞者

の生活に意をいたすべきである。
右決議する。

「小酒井義雄君登壇、拍手」

○小酒井義雄君 給與所得稅輕減に関

する決議案の發議者を代表しまして、
題旨の説明を申述べます。

先づ決議文を朗讀いたします。

給與所得稅輕減に関する決議案
勤勞者の生活は今日迄決して楽な

ものではなかつた。我が國經濟は漸
次回復をみつつあるが、勤勞者の生

活水準が今後とも經濟の回復と不均
衡であつてはならない。

政府は給與所得稅の輕減等の措置
を講ずることによつて絶えず勤勞者

の生活に意をいたすべきである。
右決議する。

題旨説明に當つて、誤解があるとい
はせないので最初にお断りをいたして

おきますが、私は決して勤勞者のみを
特に優遇する目的を持つて本決議案を

發議したのではないのであります。昨
年來多くの勤勞者から生活の窮乏を訴

えられておりましたのであります。が、
つい最近、經濟安定本部から配付され

ましたところの昭和二十七年年度大經
濟報告なるものを通讀いたしました。

我が國の經濟回復の實情や國民生活水
準等との比較において、勤勞者の立場を

検討いたしました結果、勤勞者が極めて
不当な状態に取残されておる實態が

明確になりましたので、今や体力の限界
を越える重荷を背負わされておる勤勞

者の生活水準を、國民生活水準に稍寄
せをしなければならぬ限度にあるも

のと考へて、余りにも大き過ぎること
ろのこの凸凹の地均しをすることが必
要である。これ以上、我々として看過

すべきでないと思ひましたから、その
意味においての決議であることを御理
解願ひたいのであります。これから私

の引例しますところの諸種の数字をお
聞き下されば、大多數の勤勞者が、今な

お國民生活水準と比較して低位にある
ことが認められるものと信じます。以

下、昭和二十六年及び昭和二十七年
度の年次經濟報告に記述されておしま

すところの、いわゆる官製の数字に基
いて、減税を必要とする論拠を明らか

にいたしましたと思ひます。

同報告書の三十四頁及び三十五頁は、
獨立日本の經濟構造における國民所得

とその支出の項において、次のごとく
述べております。

昭和二十六年年度の分配國民所得は、
二十五年度の三兆二千億圓から四兆六

千億圓となり、約四割の増加となつ
た。その構成を見ると、勤勞所得は

四四%であつて、前年と大差はない
が、個人業種所得は四六%から四二%

へと低下しておる。他方法人所得は、
二十五年度の六%から二十六年度の

一二%へと大きく増加し、実績におい
ては三倍に増加しておる。而も法人税、

配当を差引いた純利潤の法人留保額
は、更に倍加率が大きく約四倍となつ

た。戦前の國民所得の構成を見ると、
法人所得は六%であつて、二十六年

度の一二%という比率は非常に大きいこ
とが窺われると述べております。この

ことは同報告書八十四、八十五頁にあ

る鐵工業生産の動向に見られることで
ありまして、昭和二十五年年度の鐵工業生
産指數が、昭和九一一年を基準とす

るところの一〇四・六%でありました
ものが、二十六年においては二六%の

上昇を示し、戦前比一三一・四%とい
う目覚ましい上昇率を示していること

によつても証明されておるのでありま
す。

又同報告書の三十四頁、三十五頁にお
けるところの國民生活の現状を眺めま

すと、昭和二十六年の國民消費水準
は、前年より四%の向上を示し、比較

的着実な回復を見せて、昭和九一十一
年の八六%の水準に達した。併し都市

の消費水準は、前年と殆んど変らな
かつたのに対し、農村のそれは約一割も

上昇しており、前記四%の回復は、農
村の上昇によつたものであると述べて

あります。続いて都市の勤勞者實質世
帯収入は、殆んど上昇をしておらな

い。そのため都市消費水準は、前年と
ほぼ同様であつて、対戦前比は七割に

とまつたと報告をいたしております。
次に同報告書百六十五頁は、消費水

準の動向について、次のごとく述べて
おります。昭和二十六年の都市消費水

準も概して停滞傾向に推移した。同年
の東京都一世帯当り一カ月の平均家計

支出は、約一万六千圓で前年に比し
一三%の増加であつたが、この間消費

者物価は一六%の上昇をしたため、消
費水準は却つて二%の低下を示し、戦

費水準は却つて二%の低下を示し、戦

前比の七・一%となつてゐるとあります。

〔副議長退席、議長席席〕

附表第五十九の勤労者世帯収入の推移を見ても、本年即ち昭和二十七年一―三月の実質収入水準は、七・一七%となつてゐるのであります。このことは、特に中小企業におけることの給與において非常なアンバランスを来たしてあります。附表第五十六にありまるところの、製造工業規模別賃金較差を見ますと、昭和二十五年四月―六月と昭和二十六年の十一月―十二月の推移は、小規模工業に働く勤労者の生活水準の低下を明らかに示してあります。

してゐるのであります。かかる顯著な賃金較差を知るときに、低額勤労所得者の生活水準の低下を否定することはできないと思ひます。これらの引例によつて、勤労者の生活水準が、国民生活水準の八六%に比較して、如何に低位に取残されてゐるかということが証明されたものと思ひます。

参考までに農家におけるものの最近の生活水準の例を附け加えて申し上げますと、同報告百七十頁にありますように、都市消費水準の停滞に反し、昭和二十六年の農家消費水準は顯著な向上を示したと前書いたしまして、昭和二十六年の農家消費水準は物価上昇を除き去した実質家計支出で見ると、前年より一〇%上昇し、又消費数量指数においても八%の増加で、いずれも前年より約一割の上昇であつて、戦前の比において昭和二十五年で九五%、昭和二十六年は一〇四%と、遂に戦前の水準を突破したと記述してあります。戦前におけるものの都市と農村の消費水準の比には、多くの問題があることを忘れてはなりません。併しながら一応、農家におけるものの消費水準は上昇しつつある。これは附表六十三によつても見られるように、昭和二十六年十一月―十二月の農家消費水準は、戦前比一一・六%となつてあります。このような事情と比較した場合、又次に、私はこのような生活水準の低位にある勤労者が、国家財政の面ではどの

ような役割を果してゐるかについて、少し説明を加えたいと思ひます。

昭和二十二年以降二十六年に至る所得税の徴収実績について説明をいたしますと、昭和二十二年の所得税決算額は、総額において七百九十二億七千三百萬円であります。これを源泉分と申告分に分けると、源泉分は二百七十九億五千四百萬円、申告分は五百十三億一千九百四十萬円であり、その進捗率を眺めましたときには、源泉分は一四・〇九%、申告分が一〇四・三%でありました。ところが昭和二十四年、二十五年を経過して、昭和二十六年になりました。所得税総額は二千三百四十五億一千萬円になり、そのうち源泉分は一千三百二十三億八千九百四十萬円、申告分は一千二百二十二億二千四百四十萬円となり、進捗率においては源泉分が一一・三%、申告分は七三・八%となつてあります。つまり昭和二十二年度における所得税総額中、源泉分の占める比は二九%であり、申告分は七一%であつたものが、昨二十六年度においては源泉分が五六%を占め、申告分は四四%に減少してゐるのであります。ところがこれだけではこれは正確な数字といふことは言えないのであります。二十五年、二十六年に例をとりますと、二十五年において予算補正を行つた際には、源泉分は二百億四増額され、申告分は三百三十億四増額されてあります。二十六年の場合において

は源泉分を二百七十億四増額し、申告分は百五十億四増額してゐるのであります。これを当初予算の数字に比例して引直してみますと、二十五年の源泉分は二二・四%、申告分が五一・一%、二十六年の源泉分が四一・一%、申告分が五七・七%といふ甚だしい懸隔となつてゐるのであります。

私はこれ以上申し上げなくても、これらの点を十分皆さんが御勘案下さるならば、勤労者の生活水準が、今如何なる状態に置かれておるかということが明確になると思ひます。特に消費水準の八六%に對して勤労者の消費水準の七・一%は、約二割の距りがあります。これをこのまま放置すべきではない。課税負担において不当な高位にあることがかく明確になつた以上は、私はこの勤労者に対するものの所得税の軽減を図ることが最も急であらうと考え、本決議案を提出した次第であります。何とぞ全会一致、本決議案を可決下さいまして、來たるべき予算補正の際には、何よりも優先的に勤労者の生活水準向上の措置を政府にとらしめるよう、本決議案に全面的に御賛成下さいんことをお願い申し上げまして、趣旨説明を終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本決議案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、名古屋通商産業局公益事業富山支局の設置に關し承認を求めの件(委員会審査省略要求事件)を議題といたします。

本件につきましては、内閣より委員会審査省略要求書が提出されております。内閣要求の通り、委員会審査を省略し、直ちに本件の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず提出者の趣旨説明を求めます。高橋通商産業大臣。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、名古屋通商産業局公益事業富山支局の設置に關し承認を求めの件

右
国會に提出する。
昭和二十七年七月二十五日
内閣総理大臣 吉田 茂
地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、名古屋通商産業局公益事業富山支局の設置に關し承認を求めの件
通商産業省設置法(昭和二十七年

反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務実績が著しくよくないとき

二 身体又は精神の故障により、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

三 その他その職に必要な適格性を欠くとき

四 廢職となり又は定員改正により過員を生じたとき

前項第一号乃至第三号の規定により降任し、又は免職するときは、国会議員考査委員会の審査を経なければならぬ。

第十二条中「乃至第五号」を削る。

第十三条第一項中「該当するときは」の下に「その意に反して、」を加え、同条第三項中「第三号乃至第五号の場合においては満一年とする。」を「第三号及び第五号の場合においては一年とし、第四号の場合においては、三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に及び個々の場合について、休職について権限のある者がこれを定める。」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項第四号に該当し、三年に満たない期間休職を命ぜられた国会議員が、その期間経過の際、引き続き同号に該当すると

きは、休職について権限のある者は、その休職を発令した日から引き続き三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に及び、当該休職期間を延長しなければならない。

第十四条第二項中「休職を命ぜられた者に対しては、」を「休職を命ぜられた者に対しては、休職期間が満期となるまでは、」に改め、同条に次の一項を加える。

前条第一項第四号の規定により休職を命ぜられ同条第三項又は第四項の規定による三年の休職期間が満期となつた者及び同条第一項第五号の規定により休職を命ぜられその休職期間が満期となつた者については、事務の都合により、復職を命じ、又は休職期間を更新することができ、

第十五条の次に次の一條を加える。

第十五条の二 国会議員で、その意に反して、降任され、休職され、免職され、その他著しく不利益な処分若しくは取扱を受けた者、又は懲戒処分を受けた者の苦情の処理に關しては、衆議院の事務局及び法制局並びに訴訟委員会事務局の職員については、衆議院議長が衆議院の議院運営委員会に諮つて定め、参議院の

事務局及び法制局並びに彈劾裁判所事務局の職員については、参議院議長が参議院の議院運営委員会に諮つて定め、国立国会図書館の職員については国立国会図書館の館長が両議院の図書館運営委員会の承認を経て定めるところによる。

第十六条を次のように改める。

第十六条 本章の規定（第十條の二の規定を除く）は、各議院事務局の事務局長及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長並びに非常勤の職員及び臨時の職員については、これを適用しない。

第十八条の次に次の一條を加える。

第十八条の二 国会議員は、組合又はその連合体（以下本條中「組合」という。）を結成し、若しくは結成せず、又はこれらに加入し若しくは加入しないことができる。国会議員は、これらの組織を通じて、代表者を自ら選んでこれを指名し、勤務條件に關し、及びその他社会的厚生の活動を含む適法な目的のため、当局と交渉することができる。但し、この交渉は、当局と団体協約を締結する権利を含まないものとする。すべて国会議員

は、国会議員の組合に属してはいないという理由で、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

国会議員は、前項の組合について、その構成員であること、これを結成しようとしたこと若しくはこれに加入しようとしたこと又はその組合における正当な行為をしたことのために不利益な取扱を受けない。

国会議員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は国会の活動能事を低下させる意圖的行為をしてはならない。又、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのおかし、若しくはあつてはならない。

国会議員で同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開始とともに、当局に対し、法令に基いて保有する任命上又は雇用上の権利を以て、對抗することができない。

国会議員が当局と交渉する場合の手續その他組合に關し必要な事項は、両議院の議長が協議してこれを定める。

第二十條の次に次の一條を加える。

第二十條の二 国会議員は、政党内閣の種別、額、支給條件及

又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問はず、これらの行為に關與し、あるいは選挙権の行使を除く外、両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定める政治的行為をしてはならない。

国会議員は、公選による公職の候補者となり、又は公選による公職と兼ねることができない。

国会議員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

第五章中第二十四條の次に次の一條を加える。

第二十四條の二 本章の規定は、各議院事務局の事務局長及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長については、これを適用しない。

「第六章 給與及び恩給」を「第六章 給與、旅費、災害補償及び恩給等」に改める。

第二十五條第二項中「その他の給與」の下に「及び旅費」を加え、同條第三項を次のように改める。

国会議員の給料、手当その他の給與の種類、額、支給條件及

昭和二十七年七月二十八日 参議院會議録第七十号 国会議員法等の一部を改正する法律案

昭和二十七年七月二十八日 参議院會議録第七十号 国会議員法等の一部を改正する法律案

び支給方法並びに旅費については、別に法律（これに基く命令を含む。）で定めるものを除く外、両議院の議長が、両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つてこれを定める。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 第十三條の規定により休職を命ぜられた国会職員は、両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定めるところにより、給與の全部又は一部を受けることができる。

第二十六條の次に次の一條を加える。

第二十六條の二 国会職員及びその遺族は、両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定めるところにより、その国会職員の公務上の災害に対する補償等を受ける。

第二十七條中「国会職員及び」を「国会職員（第一号乃至第四号に掲げる者に限る。）及び」に改める。

第六章中第二十七條の次に次の一條を加える。

第二十七條の二 各本部長は、国会職員の勤務能率の発揮及び増進のために、左の事項について計画を樹立し、これが実施に努めるものとする。

一 国会職員の教育訓練に関する事項

二 国会職員の保健に関する事項

三 国会職員の元氣回復に関する事項

四 国会職員の安全保持に関する事項

五 国会職員の厚生に関する事項

第二十八條中「事務総長、」を「事務総長及び常任委員会専門員、」に、「法制局長及び」を「法制局長並びに」に改める。

第三十條中「一月を一日に、」を「三分の一を五分の一に改める。」

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間においても、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができる。この法律による懲戒処分は、その国会職員が、同一又は関連の事件に関し、重ねて刑事上の訴追を受けることを妨げない。

第三十三條中「彈劾裁判所及び訴追委員会」を「裁判官彈劾裁判所（以下「彈劾裁判所」という。）及び裁判官訴追委員会（以下「訴追委員会」という。）に改める。

第三十七條中「彈劾裁判所及び訴追委員会」を「彈劾裁判所事務局及び訴追委員会事務局」に改める。

第三十八條中「訴追委員会及び彈劾裁判所」を「訴追委員会事務局及び彈劾裁判所事務局」に改める。

第八章の次に次の一章を加える。

第九章 補則

第四十一條 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）並びにこれらに基く命令は、国会職員については、これを適用しない。

国会職員に関しては、この法律で定めた事項及びこの法律に基き両議院の議長若しくは本部長が定めた事項又は国会職員の勤務条件について他の法律（これに基く命令を含む。）で定めた事項に矛盾しない範囲内において、労働基準法及びこれに基く命令の規定を準用する。但し、労働基準監督機関の職権に関する規定は、これを準用しない。

前項の規定の適用に關し必要な事項は、両議院の議長が協議してこれを定める。

第二條 議院事務局法（昭和二十二年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項に次の一号を加える。

七 主事補その他の前各号に掲げる職員以外の職員

第十五條の次に次の一條を加える。

第十六條 第一條第一項第七号に掲げる職員は、上司の指揮監督を受け職務に従事する。

第三條 議院法制局法（昭和二十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項に次の一号を加える。

四 主事補その他の前各号に掲げる職員以外の職員

同條第二項中「参事及び主事」を「各法制局の職員」に改める。

第六條に次の一項を加える。

第一條第一項第四号に掲げる職員は、上司の指揮監督を受け職務に従事する。

第四條 裁判官彈劾法（昭和二十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

七項中「参事及び主事」を「職員」に改める。

第五條 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「国会職員」を「国会職員（国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一條第一号乃至第四号ニ掲グル者ヲ謂フ）」に改める。

第六條 特別職の職員の給與に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第七号及び第八号を次のように改める。

七 削除

八 削除

第十條の二中「同法第二十五條の規定に基く国会職員給與規程」を「同法の規定に基く国会職員の給與等に関する規程」に改める。

別表第一中「人事官及び検査官」を「人事官及び検査官」に、「内閣官房長官」を「内閣官房長官」に、「政務次官」を「政務次官」に、「参議院及び参議院事務局長」を「参議院及び参議院事務局長」に、「官房長官」を「官房長官」に、「政務次官」を「政務次官」に改める。

第七條 地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九十六條中「国家公務員の団体」の下に、「国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十八條の二の規定に基く国会議員の団体」を加える。

第八條 公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第四号中「国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)」の下に、「国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)」を加える。

第九條 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第四号中「国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)」の下に、「国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一條中国会議員法第二十六條の改正規定は、昭和二十七年一月一日から適用する。

2 この法律施行の際現に国会に勤務する職員で、従前の国会議員法第一條に規定する国会議員以外の者は、同一の勤務条件をもつて改正後の同法第一條第五号に掲げる各相当の国会議員となるものとす。

3 改正後の国会議員法第十三條第四項の規定は、この法律施行の際

現に休職を命ぜられていた国会職員に對しても適用する。

(寺尾豊君登壇、拍手)

○寺尾豊君 只今議題となりました国会議員法等の一部を改正する法律案につき、その内容の概略及びこれが議院運営委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

昨年の暮に行われました国家公務員法等の改正によりまして、本年一月一日以降国会職員は、一般職から特別職となりましたので、旧特別職の時代に適用を受けておりました国会議員法等の適用を再び受けることになったのであります。ところが、従前の国会議員法等は、今日の事情から見ますと、若干不備の点がありますので、これを改正する必要があるものであります。

その改正の主な点を申し上げますと、第一に、国会職員の範囲を拡張いたしまして、今回新たに主事補その他の職員をこれに加えることとしたこと。第二には、新たに不利益処分を受けた職員の苦情処理の制度を設けて、職員の身分保障を規定したこと。第三に、病氣休職等、職員の休職期間及び休職給について、政府職員との均衡を図つたこと。第四に、新たに国会議員の組合又はその連合体の結成の自由を規定したこと。第五に、新たに国会職員の政治行為の制限を規定したこと。第六に、常任委員会専門員の職務の特殊性

にかんがみ、一般の国会職員とその取扱いを異にし、分限、服務、保障の規定の適用を除外したこと。第七に、公務災害の保障を、政府職員と同様、国会職員にも適用できるようにしたこと。第八に、職員の能率増進計画に關しまして、新たに規定を設けたことなどでありまして、以上はいずれも国家公務員法等と同様趣旨による改正であります。

本法草案につきましては、あらかじめ議院運営委員会庶務関係小委員会で、数次に亘りまして、慎重な検討を経たる上、更に議院運営委員会に付託せられた後におきましては、前後三回に亘り、委員会を開き審査を行なつたのであります。その間、職員代表の諸君を参考人として招致いたしまして、その意見を聞き、更に人事委員会との連合委員会を開き、他の一般公務員等との関連において、これを種々検討するなど、慎重且つ熱心な審議を行なつたのであります。その詳細については會議録に譲ることにいたしまして、ここでは参考人の主な意見を二、三、御紹介申し上げます。一には、職員の任用の基準を一層明確ならしめること。二には、調査員の昇級の途を拡大するなど、処遇について考慮をすること。三には、専門員については、その地位の重要性にかんがみ、任用の手續を改めることを始め制度全般について、更に検討することなどでありまして、かくして七月二十六日の委員会におきまして、質疑を終了し、討論に入りまして、菊川委員より、職員の苦情処理制度についての御意見が述べられたのであります。次いで採決を行いましたところ、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

右御報告を申し上げます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件、参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

以上兩件を一括して議題とすることと御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。兩件につきまして、議長は参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案及び参議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案を立案し

たしまして、あらかじめ議院運営委員会に付議いたしましたところ、同委員会においては、異議がない旨の決定がございました。同規程案は議席に配付いたしました通りでございます。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和二十二年七月二十五日議決)の一部を次のように改正する。

第一條中「参議院事務局職員」の下に「(事務総長及び休職者を除く。)」を加え、「事務総長を除いては左の通りとする。」を「左の各号に掲げる職員については当該各号に定めるところにより、その他の職員については事務総長が予算の範囲内で定めるところによる。」に改め、同條第一号中「百三十一人」を「百三十七人」に、第二号中「百五十一人」を「百五十四人」に改める。

第二條中「臨時事務に關する事務に従事させるため、参事専任三人及び主事専任四人を、」を削る。

附則

この規程は、国会議員法等の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第 号)施行の日から施行する。

参議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案
参議院法制局職員定員規程(昭和

昭和二十七年七月二十八日 参議院會議録第七十号 産業教育振興法の一部を改正する法律案

二十三年七月六日議決)の一部を次のように改正する。

本則中「参議院法制局職員」の下に「(法制局長及び休職者を除く。)」を加え、「法制局長を除いては左の通りとする。」を「参事及び主事については左の各号に定めるところにより、その他の職員については法制局長が予算の範囲内で定めるところにより」に改める。

附則

この規程は、国会職員法等の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第 号)施行の日から施行する。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければこれより同規程案の採決をいたします。

同規程案全部を問題に供します。同規程案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて同規程案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第三、産業教育振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長長の報告を求めます。文部委員長梅原眞隆君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

産業教育振興法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十七年六月十九日
衆議院議長 林 譲治
参議院議長 佐藤尚武殿

産業教育振興法の一部を改正する法律
産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三條」を「第三條の四」に改める。
第二條中「学生」を「学生等」に改める。

第三條中「この法律及び他の法令の定めるところにより、」の下に「産業教育の振興を図るよう努めるとともに、」を加え、同條第二号中「のため必要な援助を與えること。」を「図ること。」に改める。

第一章中第三條の次に次の三條を加える。

(実験実習により生ずる収益)

第三條の二 国又は地方公共団体は、その設置する学校が行う産業教育に関する実験実習によつて収益が生じたときは、これを当該実験実習に必要な経費又は当該実験実習に従事する生徒若しくは学生の厚生に必要な経費に増額して充てるように努めなければならない。

(教員の資格等)

第三條の三 産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇については、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

(教科用図書)

第三條の四 産業教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に関しては、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔梅原眞隆君登壇、拍手〕

○梅原眞隆君 只今議題となりました産業教育振興法の一部を改正する法律案につきまして、文部委員会におきましての審議の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

御承知の通り産業教育振興法は、新教育制度において従来比較的に閑却されて参りました中学校、殊に高等学校の産業教育を振興いたすために、これに要する施設及び設備の充実を図り、その他必要な方を講ずることを目的として、第十国会において制定されたものであります。その後実施の結果にかんがみ、若干の点において改正を必要とするに至りましたため、今回衆議院議員若林義孝君ほか二十二名か

ら、その一部を改正する法律案が提出された次第であります。

本案の主要な内容を申し上げますと、第一に、従来産業教育の実験実習から生じます収益、例えば農業高等学校の農場からの収益などは、すべて地方公共団体等の収入に組入れられ、学校又は生徒のため、どの程度還元支出されるか不明でありまして、生徒の努力の意欲をそぐこと甚だしく、中にはこの収益予算が過大に見積られる結果、教育上幾多の弊害を生ずる場合もありましたため、このような産業教育関係の実験実習から生ずる収益は、これを実験実習費の予算に加え、そのすべてを実験実習費又は実験実習に従事する生徒、学生の厚生経費に充て得るよういたしましたこととあります。

第二に、産業教育は優れた技術と経験とを持つ教師が多数必要であります。にもかかわらず、別にそのような教師について、従来資格、定員及び待遇につきまして、特殊な扱いがなされていなかったため、優秀な教員はとくに実業界に奪われる傾向が多かつた点よりしまして、これを確保いたしまするために、産業教育に従事する教員について、その資格、定員及び待遇に関し、特別の措置を講ずべきことを規定いたしましたこととあります。第三点といたしましては産業教育に関する教科書は、その内容は多種多様であり、その種類は極めて多いにもかかわらず、所要部数は

比較的に少いため、その価格は一般に高価とならざるを得ないのであります。教育上著しい支障を生じている点にかんがみ、産業教育に要する教科用図書の編修、検定及び発行等につきましても、特別な措置を講ずべきことを規定いたしております。

委員会におきましては、以上のような改正点に関連いたしまして、産業教育振興法の現在までの実施状況、本年度予算において、同法による補助金六億六千六百万円の配分先及びその金額、産業教育振興法実施の際の諮問建議機關である中央産業教育審議会の委員構成とその活動、産業教育に従事する教員の養成方針、国立大学の産業教育に関する施設及び設備の充実に対する政府の施策並びに本法案との関係、産業教育に対する政府補助と地方財政平衡交付金及び地方負担との関係等の諸点につきまして、提案者及び文部当局に對しまして、荒木、矢嶋、白波瀬、岩間の各委員から、熱心な質疑が行われましたが、これらの詳細は會議録に譲りたいと存じます。ただ以上の質疑応答のうち、産業教育振興法による政府補助金は、法律の建前上、地方において先ず産業教育の施設或いは設備を一定基準にまで高めようとする場合、初めてこれに對して支出されるものであるため、経済力の豊かな地方にだけ政府の援助が與えられ、その施設等はいよゝ改善されるに反し、経済力の

貧弱な地方はそのまま放置されるか、或いはPTA等の地元負担を強制されることになるではないかという質問に對して、産業教育の振興に要する経費のうち、地方公共団体の負担すべき部分は、地方財政平衡交付金の算定基準に算入することとなつたが、差当りはこの経費の三分の一を起債に仰ぐよう努力している旨、及び経済力の微弱な地方に對しても、その要求によつては特別の措置を講じている旨、提案者及び政府当局から、御答弁のあつたことを特に申添える次第であります。

かくて質疑を終了いたし、討論に入りましたところ、大隈信幸委員はか一名からと荒木正三郎委員はか二名からと、それ〴〵修正案の提案がありました。そのうち大隈信幸委員はか一名からの修正案の要点を申し上げますと、第一に、先般本国会で行われました地方財政法第十條の改正によりまして、産業教育の振興に必要な経費に對する国の補助金が、国の負担金と改められましたのに応じまして、産業教育振興法について所要な字句及び表現の改正を行うこと。第二には、特に一カ條を起し、産業教育の教科用圖書の出版に關する補助措置として、「国は政令で定めるところにより、産業教育に關する教科用圖書で政令で定めるものを発行する者に対し、予算の範囲内において、その発行に要する経費の一部を補助することができる」と規定しようとするものであります。なおその際、この教科用圖書に關する特別措置は、勿論現在の教科書行政の原則からは、決して逸脱しないことを前提とする旨、提案者から特に趣旨説明がありました。

荒木正三郎委員はか二名からの修正案の要点は、第一に、本法案中産業教育に從事する教員の待遇について、特別の措置を講ずべき旨規定している部分を、「待遇を『手当』に変え、その特殊な勤務に對する手当の支給について」と改めること。第二には、公立学校の産業教育の振興に要する経費について、国の原則的な負担区分を、二分の一として、明確化すること。第三に、産業教育の教科用圖書について、特に一カ條を設け、国は政令で定めるところにより産業教育を受ける生徒又は學生等に對して、これらの者が使用する産業教育に關する教科用圖書で、政令で定めるものの購入費の一部を補助するものとすることと規定することなどでありました。ついで岩間委員は、日本共産黨を代表して法案及び両修正案に對して、我が国の産業教育の予算的裏付けの不充分、軍需生産の下請教育的性質等の点から反對の旨の討論があり、矢嶋委員は、荒木修正案を支持し大隈修正案に反對せられ、木村委員からは、大隈修正案に賛成の意見の開陳がありました。

かくて採決の結果、委員会は先ず多数を以て、大隈信幸委員はか、一名提出の修正案を可決し、ついでその修正部分を除く原案を同じく多数を以て可決、結局本法案を修正議決すべきものと決定いたしました。なおこの決定に引続き、委員会は白波瀬委員の動議により、更に次のような附帯決議を附することを多数を以て可決いたしました次第であります。

一、国立大学のうち、旧専門学校令による専門学校の産業教育に關する施設又は設備を継承したものはもとより、その他の国立大学の産業教育に關する施設又は設備も、一般にきわめて不十分であるから、国は、その整備充実を図るため、特に努力すること。

二、概略ながら、以上をもつて御報告といたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。委員長報告は、修正議決報告でございませう。委員長報告の通り、修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。

先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長梅津錦一君。

審査報告書

日本赤十字社法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十五日

厚生委員長 梅津 錦一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山下 義信 河崎 ナツ
常岡 一郎 井上なつゑ
谷口三郎 中山 壽彦
深川タマエ 大谷 肇清
藤森 眞治 長島 銀藏

附則第八項中「旧法人は、」の下に「当分の間、」を加える。

附則第九項中「当分の間、」を削る。

附則第二十五項(地方税法の一部改正第七十八條の改正規定中「第十條の社会教育関係団体、」を「第二十一條の公民館、」に、「社会教育関係団体が行う社会教育、」を「公民館が行う社会教育、」に改め、同項第三百四十八條第二項の改正規定中「第九号」を「第八号」に、「十の二」を「九の二」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本赤十字社の行

う事業の公共性と国際性にかんがみ、その運営を円滑適正にするため、日本赤十字社に改組しようとするもので適當な措置であるが、一部所要の修正を加へ附帯決議を附した。

二、事件の利害得失

日本赤十字社の性格に特殊法人としての法的根拠を與え、国の指導援助により人類の福祉増進を確保するため、平時戦時を通じて国内的、國際的組織をもつ赤十字活動を展開し世界恒久平和の達成に貢獻し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

日本赤十字社法案

右の本院提出案をここに添付する。

昭和二十七年六月十二日

衆議院議長 林 護治

参議院議長 佐藤尚武殿

日本赤十字社法

目次

第一章 總則(第一條—第十條)

第二章 社員(第十一條—第十五條)

第三章 管理(第十六條—第二十六條)

第四章 業務(第二十七條—第三十五條)

第五章 監督及び助成(第三十六條—第三十九條)

第六章 罰則 (第四十條・第四十一條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 日本赤十字社は、赤十字に關する諸條約及び赤十字國際會議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。

(國際性)

第二條 日本赤十字社は、赤十字に關する國際條約及び各國赤十字社と協調を採ち、國際赤十字事業の發展に協力し、世界の平和と人類の福祉に貢獻するように努めなければならない。

(自主性の尊重)

第三條 日本赤十字社の特性にかんがみ、その自主性は、尊重されなければならない。

(法人格及び組織)

第四條 日本赤十字社は、法人とする。

2 日本赤十字社は、社員をもつて組織する。

(標章)

第五條 日本赤十字社は、その標章として、白地赤十字を使用する。

(主たる事務所)

第六條 日本赤十字社は、主たる事務所を東京都に置く。

(定款)

第七條 日本赤十字社は、定款をもつて、左に掲げる事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 社員に關する事項

五 役員、理事会、代議員及び代議員會に關する事項

六 業務及びその執行に關する事項

七 資産及び會計に關する事項

八 公告の方法

2 定款は、厚生大臣の認可を受けて変更することができる。

(登記)

第八條 日本赤十字社は、主たる事務所の変更その他政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(解散)

第九條 日本赤十字社につき解散を必要とする事由が発生した場合において、その処置に關しては、別に法律で定める。

(民法の準用)

第十條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、日本赤十字社に準用する。この場合において、同法第四十四條中「理事其他ノ代理人」とあるのは「社長、副社長、理事其他ノ代理人」と、「社員、理事」とあるのは「代議員、社長、副社長又ハ理事」と読み替へるものとする。

第二章 社員

(社員の平等取扱)

第十一條 何人も、社員となるにつき、及び社員の權利義務につき、人種、國籍、信條、性別、社会的身分又は門地によつて、差別されることがない。

(社員の加入)

第十二條 日本赤十字社は、社員として加入しようとする者があるときは、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

(社員の脱退)

第十三條 社員は、何時でも、脱退することができる。

2 社員は、左に掲げる事由によつて脱退する。

一 死亡

二 社費の未納額が定款で定める額に達したこと。

三 除名

3 前項第三号の除名は、定款で定める事由に該当する社員につき、定款の定めるところにより、代議員會の議決によつてすることができ、

4 除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもつてその社員に對抗することができない。

(社員の權利)

第十四條 社員は、左に掲げる權利を有する。

一 この法律の定めるところにより、日本赤十字社の役員及び代議員を選出し、並びにこれらの者に選出されること。

二 毎事業年度の日本赤十字社の業務及び收支決算の報告を受け

ること。

三 日本赤十字社に対し、その業務の運営に關し、代議員を通じて意見を述べること。

2 日本赤十字社は、公告をもつて、前項第二号の報告に代えることができる。

(社員)

第十五條 社員は、定款の定めるところにより、社費を納めるものとする。

第三章 管理

第十六條 日本赤十字社に、役員として、社長一人、副社長二人以内、理事六十一人以内及び監事三人以内を置く。

(役員職務權限)

第十七條 社長は、日本赤十字社を代表し、その業務を總理する。

2 副社長は、定款の定めるところにより、日本赤十字社を代表し、社長を補佐して日本赤十字社の業務を掌理し、社長に事故があるときはその職務を代行し、社長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款の定めるところにより、日本赤十字社を代表し、社長及び副社長を補佐して日本赤十字社の業務を掌理し、社長及び副社長にともに事故があるときは社長の職務を代行し、社長及び副社長がともに欠員のときは社長の職務を行う。

4 監事は、日本赤十字社の業務を監査する。

(役員選出)

第十八條 役員は、社員の中から、代議員會において、選出する。

(役員任期)

第十九條 役員任期は、三年とする。

(理事会)

第二十條 社長、副社長及び理事をもつて理事会を構成する。

2 理事会は、定款の定めるところにより、日本赤十字社の重要な業務の執行について審議する。

(代議員會)

第二十一條 日本赤十字社に代議員會を置く。

2 代議員會は、定款の定めるところにより社員の中から選出された代議員をもつて組織する。

3 代議員會は、少くとも毎年一回、定款の定めるところにより、招集する。

(代議員會の議決事項)

第二十二條 左に掲げる事項は、代議員會の議決を経なければならない。但し、代議員會が輕微と認めたる事項は、この限りでない。

一 收支予算

二 事業計画

三 收支決算の承認

四 定款の変更

五 その他定款で定めた事項

(代議員任期)

第二十三條 代議員任期は、三年とする。但し、補欠の代議員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第二十四條 代議員會は、役員が心身の故障のため職務の執行の任に

を要したものの結果として、

第三十條 前條第一項及第二項各

る業種を日本赤十字社に委託する。以上である。

に事業及び第二種社会福祉事業を営むものとする。

第三十八條 厚生大臣は、日本赤

字社の役員が、日本赤十字社の業務に關し法令、法令に基いて行政庁の処分若しくは定款に違反し、又は著しく公益を害する行為をしたときは、日本赤十字社に對し、その役員の解任を勧告することが出来る。

(助成)

第三十九條 国又は地方公共団体は、日本赤十字社が、その業務の実施に必要な施設又は設備を整備する場合において、必要があるとして認めるときは、日本赤十字社に對し、補助金を支出し、又は通常の條件よりも日本赤十字社に有利な條件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。但し、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)及び地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第八條第一項(財産の管理及び処分)並びに私立図書館の事業についての補助金の交付に關する図書館法(昭和二十五年法律第十八号)第二十六條(国及び地方公共団体との關係)の規定の適用を妨げない。

2 日本赤十字社が、左の各号の一に該当するときは、前項の規定により交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることが出来る。

一 施設又は設備の全部又は一部を他の用途に供したとき。

二 助成の條件に違反したとき。

第六章 罰則

第四十條 日本赤十字社の役員又は

職員が第三十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一万円以下の罰金に処する。

第四十一條 日本赤十字社の役員がこの法律に基く政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から起算して六箇月を超えない期間内において政令で定める日から施行する。但し、附則第二十七項の規定は、昭和二十七年六月一日から適用する。

(組織変更)

2 この法律施行の際現に存する日本赤十字社(以下「旧法人」という。)は、この法律施行の日から起算して六箇月以内に、その組織を変更してこの法律による日本赤十字社(以下「新法人」という。)となるものとする。この場合において、旧法人は、定款の定めるところにより、組織変更のために必要な定款の変更をし、厚生大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可があつたときは、旧法人は、第十八條及び第二十一條第二項の例により、新法人の役員

及び代議員を選出するものとし、この場合において、代議員会の招集は、旧法人の社長がしなければならない。

4 附則第二項の規定による旧法人の新法人への組織変更は、前項の規定により選出された役員が全部が新法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

5 前項の規定による登記に關し必要な事項は、政令で定める。

6 この項の規定施行の際における他の法律中の旧法人に關する規定及び附則第七項から附則第十五項までの規定は、新法人に關する規定とする。但し、この項の規定施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(あらたな社会福祉事業の經營)

7 旧法人は、この項の規定施行後あらたに社会福祉施設を設置して社会福祉事業法に規定する社会福祉事業を經營しようとするときは、当分の間、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(定期の寄附金募集)

8 旧法人は、毎年一回、厚生大臣の定める期間内において、その業務(第三十五條第一項の社会福祉事業を除く。)を行うのに必要な資金を得るために寄附金を募集することが出来る。

9 前項の規定により寄附金を募集するに、当分の間、あらかじめ、募集しようとする寄附金の目標額、募集の方法及び寄附金の使途を定め、厚生大臣に届け出なければならない。

10 旧法人は、附則第八項の規定による寄附金の募集を終了したときは、募集の結果を公告するとともに、厚生大臣に報告しなければならない。

(臨時の寄附金募集)

11 旧法人は、前三項の規定による場合のほか、特別の事情に基き、附則第八項に規定する業務を行うのに必要な経費の支出に充てるために寄附金を募集しようとするときは、当分の間、厚生大臣の定めるところに従い、募集しようとする地域の都道府県知事(募集しようとする地域が二以上の都道府県の区域にわたるときは、厚生大臣)に對し、募集の期間、地域及び方法並びに寄附金の使途を明らかにした書面を提出して、その許可を受けなければならない。

12 前項の許可には、募集の期間、寄附金の使途及び寄附金によつて取得する財産の処分につき、條件を附することが出来る。

13 旧法人は、附則第十一項の規定による寄附金の募集を終了したときは、寄附金の募集の許可を受けた行政庁に對し、募集の結果を報告しなければならない。

(罰則)

14 左の場合においては、その違反行為をした旧法人の役員又は職員を六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 附則第十一項の許可を受けないうで、又は附則第十二項の許可の條件に違反して寄附金を募集したとき。

15 左の場合においては、その違反行為をした旧法人の役員又は職員を一万円以下の罰金に処する。

一 附則第九項の規定による届出又は附則第十項の規定による公告を怠つたとき。

二 附則第十項又は附則第十三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(兒童福祉法の一部改正)

16 兒童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六條の二第二項第一号中「社会福祉法人」の下に、「日本赤十字社」を加える。

(生活保護法の一部改正)

17 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十一條の見出し及び同條第一項中「社会福祉法人」を「社会福祉法人及び日本赤十字社」に、同條第二項及び第五項中「社会福祉法人」を「社会福祉法人又は日本赤十字社」に改める。

第四十二條の見出し中「社会福祉法人」を「社会福祉法人及び日本赤十字社」に改める。

第四十三條第二項及び第四十五條第二項中「社会福祉法人」を「社会福祉法人又は日本赤十字社」に改める。

18 (図書館法の一部改正)
図書館法の一部を次のように改正する。
第二條第一項中「地方公共団体」の下に「日本赤十字社」を加え、同條第二項中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社又は民法第三十四條の法人」に改める。
(博物館法の一部改正)
博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項中「地方公共団体又は」を「地方公共団体、日本赤十字社、」に、「若しくは宗教法人」を「又は宗教法人」に、同條第二項中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四條の法人」に改める。

19 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項中「地方公共団体又は」を「地方公共団体、日本赤十字社、」に、「若しくは宗教法人」を「又は宗教法人」に、同條第二項中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四條の法人」に改める。
第十條中「又は民法第三十四條の法人若しくは」を「日本赤十字社、民法第三十四條の法人又は」に改める。
第十一條第一項第一号中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四條の法人」に改める。

20 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九條第七号中「社会福祉法人」の下に「日本赤十字社」を、「社会福祉事業法」の下に「日本赤十字社法」を加える。
第十九條第十四号ノ三の次に次の一号を加える。
十四ノ四 日本赤十字社が日本赤十字社法第二十七條ノ業務ノ為ニスル土地、建物又ハ船舶ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記
(印紙税法の一部改正)
印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五條第六号ノ九の次に次の一号を加える。
六ノ九ノ二 日本赤十字社ノ業務ニ關スル証書、帳簿
(關稅定率法の一部改正)
關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第七條第十一号ノ二の次に次の一号を加える。
十一ノ三 日本赤十字社ニ赤十字國際機關又ハ外國赤十字社ヨリ寄贈セラレタル日本赤十字社ノ直接使用スル医療用ノ機械類及器具類ニシテ大蔵大臣ノ認許シタルモノ
(所得税法の一部改正)
所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三條第九号中「民法第三十四條」を「日本赤十字社、民法第三十四條」に改める。
(法人税法の一部改正)
法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項第一号中「民法第三十四條」を「日本赤十字社、民法第三十四條」に改める。

21 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五條第六号ノ九の次に次の一号を加える。
六ノ九ノ二 日本赤十字社ノ業務ニ關スル証書、帳簿
(關稅定率法の一部改正)
關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第七條第十一号ノ二の次に次の一号を加える。
十一ノ三 日本赤十字社ニ赤十字國際機關又ハ外國赤十字社ヨリ寄贈セラレタル日本赤十字社ノ直接使用スル医療用ノ機械類及器具類ニシテ大蔵大臣ノ認許シタルモノ
(所得税法の一部改正)
所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三條第九号中「民法第三十四條」を「日本赤十字社、民法第三十四條」に改める。
(法人税法の一部改正)
法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項第一号中「民法第三十四條」を「日本赤十字社、民法第三十四條」に改める。

22 關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第七條第十一号ノ二の次に次の一号を加える。
十一ノ三 日本赤十字社ニ赤十字國際機關又ハ外國赤十字社ヨリ寄贈セラレタル日本赤十字社ノ直接使用スル医療用ノ機械類及器具類ニシテ大蔵大臣ノ認許シタルモノ
(所得税法の一部改正)
所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三條第九号中「民法第三十四條」を「日本赤十字社、民法第三十四條」に改める。
(法人税法の一部改正)
法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項第一号中「民法第三十四條」を「日本赤十字社、民法第三十四條」に改める。

23 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三條第九号中「民法第三十四條」を「日本赤十字社、民法第三十四條」に改める。
(法人税法の一部改正)
法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項第一号中「民法第三十四條」を「日本赤十字社、民法第三十四條」に改める。

24 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項第一号中「民法第三十四條」を「日本赤十字社、民法第三十四條」に改める。

25 (地方税法の一部改正)
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二十四條第二号中「学校教育法」を「日本赤十字社、学校教育法」に改める。
第七十八條第一項中「第十條の社会教育關係団体」の下に「日本赤十字社」を、「社会教育關係団体が行う社会教育」の下に「日本赤十字社がその目的を達成するために行う業務(社会教育を含む)」を加える。
第四百六十六條第二項に後段として次のように加える。
日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する救急自動車その他これに類するもので道府県の條例で定めるものに対しては、また、同様とする。
第二百九十六條中「土地改良区」を「日本赤十字社、土地改良区」に改める。
第三百四十八條第二項第九号中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社又は民法第三十四條の法人」に、「同條の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四條の法人」に改め、同項第十号の次に次の一号を加える。
十の二 前二号に掲げる固定資産の外、日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの
第七百四十三條第二号中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四條の法人」に改める。

26 (国有財産特別措置法の一部改正)
国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第七号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項第四号中「又は社会福祉事業法」を「社会福祉事業法」に改め、「以下」を「社会福祉事業法」といふ。この下に「又は日本赤十字社」を加え、「又は社会福祉事業施設」を「社会福祉事業施設又は日本赤十字社の業務の用に供する施設」に、同條第二項中「補助を行うことができる場合」を「補助を行うことができる場合」に改める。
第一項の規定により助成を行うことができる場合」に改める。
第十一條第一項第一号「社会福祉法人」の下に「日本赤十字社」を加える。
(旧法人に關する経過規定)
旧法人は、昭和二十七年六月一日以降附則第二項から附則第五項までの規定により新法人となるまでの間、左に掲げる法律の適用については、社会福祉法人とみなす。この場合において登録税法第十九條第七号中「社会福祉事業法」とあるのは「民法」と読み替へるものとする。
一 身体障害者福祉法
二 生活保護法
三 社会福祉事業法
四 登録税法
五 国有財産特別措置法

27 旧法人は、昭和二十七年六月一日以降附則第二項から附則第五項までの規定により新法人となるまでの間、左に掲げる法律の適用については、社会福祉法人とみなす。この場合において登録税法第十九條第七号中「社会福祉事業法」とあるのは「民法」と読み替へるものとする。
一 身体障害者福祉法
二 生活保護法
三 社会福祉事業法
四 登録税法
五 国有財産特別措置法

28 梅津錦一君登壇、拍手)
○梅津錦一君 只今議題となりました日本赤十字社法案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
本案は、衆議院提出の法案でありまして、その趣旨とするところは、日本赤十字社の行う事業の公共性と国際性に鑑み、日本赤十字社の特性を生かし、その自主性を重んじ、事業の円滑適正なる運営を期せしめまして、一つには、日本赤十字社が国内の現状に即してその本来の使命を発揮し、国民生活の安定に一段の力を盡すようにいたしますと共に、又一つには、日本赤十字社が國際赤十字社の一員としての地歩を強め、複雑な國際情勢下にあつて、赤十字國際機關並びに各國赤十字社とよく力を協せ、世界の平和と人類の福祉に貢献せしめましますために、日本赤十字社を特殊法人に改組し、これを強化しようとするものであります。次にこの法案の内容につきましてその概要を御説明申し上げます。第一に、日本赤十字社の運営管理の基本を明らかにしてあるのであります。即ち日本赤十字社は、赤十字に關する諸條約等の精神に則つて、赤十字の理想とする人道的任務の達成に當ることを目的とする我が國唯一の機關であることを明らかにすると共に、まず／＼その事業の公共性を發揮して、國民の負託に應えることができるようにするため、社員

社、民法第三十四條の法人」に改める。
第三條第一項第四号中「又は社会福祉事業法」を「社会福祉事業法」に改め、「以下」を「社会福祉事業法」といふ。この下に「又は日本赤十字社」を加え、「又は社会福祉事業施設」を「社会福祉事業施設又は日本赤十字社の業務の用に供する施設」に、同條第二項中「補助を行うことができる場合」を「補助を行うことができる場合」に改める。
第一項の規定により助成を行うことができる場合」に改める。
第十一條第一項第一号「社会福祉法人」の下に「日本赤十字社」を加える。
(旧法人に關する経過規定)
旧法人は、昭和二十七年六月一日以降附則第二項から附則第五項までの規定により新法人となるまでの間、左に掲げる法律の適用については、社会福祉法人とみなす。この場合において登録税法第十九條第七号中「社会福祉事業法」とあるのは「民法」と読み替へるものとする。
一 身体障害者福祉法
二 生活保護法
三 社会福祉事業法
四 登録税法
五 国有財産特別措置法

の地位を明確にし、役員に関する規定を民主化し、総会に代るべき代議員会の規定等を設けてあります。

第二に、日本赤十字社の国際的性格に鑑み、国際赤十字の一員としてその本来の使命を果たすよう、国際協力の原則の業務につき、その適正な監督を実施することとしたのであります。

を規定してあるのであります。第三に、日本赤十字社に対する国の立場を明らかにしてあるのであります。日本赤十字社の活動は、赤十字條約の規定に基き、篤志赤十字機關として国の赤十字に関する條約業務に奉仕し、平時においては、健康の増進、疾病の予防及び苦痛の軽減等のための国家的施設を補足するものであります。即ちこの故を以ちまして、国は、日本赤十字社によつて実施されるこれらの役割に對するその代償として、必要な特權と便宜を與え、又物心両面に亘る援助をなすこととしたのであります。

なお又、日本赤十字社の國際的性格に鑑み、中立性を保持せしめる必要上、その自主性を重んじ、不当な干渉はこれを避けしめることとしたのであります。第四に、日本赤十字社が、現在なお千三百万人に及ぶ社員を擁する全國的組織の社團たる性格に鑑み、その基盤をなす社員について一章を設け、その資格、加入、脱退並びに權利義務等を明確にしてあるのであります。第五に、日本赤十字社の業務を明らかにすると共に、業務遂行上必要とする看護婦等救護要員の確保につい

第七に、日本赤十字社の行う事業に

対し、国又は公共団体の助成の途を講じてあるのであります。日本赤十字社は、その性格上社員の出資によつて維持、経営せられるのが理想であります。が、非常救護のための救護班の派遣とか、病院、診療所及び療養所の創設、拡張、改良とか、或いは又、救護員の養成のため等に多額の費用を要します。で、社員の出資のみを以てこれを賄ふことは、到底困難であり、且つこれらの事業は、いずれも国家的施設の補足をなすものでありますので、これらの費用に對して、国又は公共団体は補助金を支出し、或いは有利な條件で貸付金を支出し、又は財産を譲渡、貸付できることとして助成することに相成つておるのであります。最後に日本赤十字社は、その本来の業務に必要な資金について、寄附金を募集し得る旨の規定を設けてあるのであります。即ち日本赤十字社が、その業務を行うに必要な経費につきまして、社員の出資金で不足する分については、従来いわゆる「白い羽根募金」を毎年一回定期に実施して参つていたのであります。これについては、社会福祉事業に要す

てあるであります。

以上が、この法案の提案理由並びにその内容の要点でありますが、衆議院におきましては、次の二点について修正議決の上本院へ送付されたのであります。即ち修正の第一点は、日本赤十字社が、その本来の業務を行うに必要な資金を得るために実施する定期及び臨時の寄附金募集に関する規定を、本則から附則のほうへ移し、且つ定期に寄附金を募集する場合には、当分の間、あらかじめ厚生大臣に届出るべきものとしたのであります。第二点は、第一点の修正に関連して、字句條文等の整理をいたしたのであります。

厚生委員会におきましては、提案者より提案理由、法案の内容及び衆議院における修正点等について詳細に説明を聴取いたしまして後、本案審議のため、特に小委員会を設けまして、これに付託いたして審議せしめ、更に本委員会におきましても慎重審議を盡したのであります。即ち委員会には、提案者側はもとより、厚生省社会局長、人事院法制局長、大橋国務相並びに日本赤十字社幹部等の出席を求めまして、

共同募金との関係は、今後如何ように

取扱われるか」との質問に對しまし
て、日赤副社長より、「日赤は社団法人たる性格にかんがみ、社員^の年釐金を基本財源とすべきであるが、今直ちに、これらのみを以て賄うことは困難であり、又不足額は、当分の間、寄附金募集に頼らねばならぬ。本法制定後三カ年ぐらゐの経験を積めば、確固たる見通しがつくと思う。又共同募金と

の關係については、日赤の經營する社會福祉事業關係の資金に當てる分は、共同募金より配分を受けることになり、日赤本来の業務資金に當てるための募金については、共同募金關係者と十分話し合いの上実施することにいたしました。次に日赤の「旨」の答弁がありました。次に日赤の病院のあり方については、「今後特殊法人の病院として如何なる經營方針をとるか」との質問に對しまして、「日赤病院は、一支部に一院を最低限設置する方針であり、その經營については、一應經常的歳出は經常的歳入で賄わなければならないが、不足分は他の財源を以てこれに當て、公的医療機關たる性格にふさわしい經營をする方針である」との答弁がありました。次に「救護員

講ずるや」との質問に対しては、日

赤幹部より、「他の法律の規定による扶助金額に比し、足りない分は日赤において負担する」との答弁があり、社会局長よりは、「災害救助法による扶助金額を増額するよう考慮する」旨の答弁があつたのでありますが、これについては多数の委員より、国において必ず補償するよう強調されたのであります。

次に協力義務に基き救護事務に従事する者の取扱、身分關係につきましては、人事院法制局長より答弁があり、警察予備隊内に設置せんとする衛生施設と日赤病院との關係については、大橋國務相から答弁があつたのであります。右のほか、日赤に対して国が委託する業務の内容と補償との關係及び業務実施上必要な施設、設備等の費用に対する国庫負担の問題、国の日赤に対する監督及び助成の問題、国又は地方公共団体の日赤に対する助成と憲法第八十九條との關係等々、極めて重要な問題につきまして、熱心に質疑応答が交されたのでありますが、その詳細は速記録によりまして御承知願いたいと存じます。なお小委員会におきまして

は、慎重審議の結果、本案に対する修正案並びに附帯決議案を決定いたし、山下小委員長より、本委員会に報告がなされたのであります。

即ち修正案の要旨は、第一に、原案によれば、日本赤十字社はその本来の業務を行うのに必要な資金を得るため、毎年一回定期的に寄附金を募集することができるとなっております。この寄附金を募集せんとするとき、この間、あらかじめ厚生大臣に届出なければならぬこととなつてゐるのであります。これを寄附金の募集を自己の、当分の間、行ふことができることに改めることとあります。第二は、地方税法の一部改正に伴ひまして、本案附則第二十五項の條文及び字句の整理をすること。以上の二点であります。

かくて質疑を終り討論に移りましたところ、中山委員より、小委員長報告の修正案に賛意を表した上、小委員会決定の附帯決議案を朗読し、これに賛同方を要望されたのであります。附帯決議案の案文は、次の通りであります。

日本赤十字社法制定の趣旨にかんがみ、同法の施行とともに左の基本方針に基いて社業の改善と拡充に努めるものとする。

- 一、機構並びに人事の刷新。
- (一)社員制度を確立すること。(二)社費による財源を確保すること。

と。(三)本部、支部の機構を改善すること。(四)医療機関の運営機構を強化すること。(五)支部長は民主的選出方法によること。

二、募金

(一)現在の募金は社費の徴収による財源の不足分についてのみ当分の間認めること。(二)二カ年後においてもなお相当額の一般募金を必要とする場合は、厚生大臣の許可を受けて行ふこと。

三、会計監査

日本赤十字法については、本部、支部を通じて、政府の会計監督を強化すること。

四、役員を選任

日本赤十字社の使命にかんがみ、すべての役員を通じて、人格、識見共に優れた人物を当てるよう留意すること。

五、医療経営

医療機関の経営は本社直営とし、公的医療機関としての性格を明確にし、且つ非常災害時においては、救護機関としての使命を発揮するよう、その運営方針を改善すること。

六、委託業務

国は救護等に関する業務の委託

を積極的にに行い、これに関する助成の実を挙げることを。七、救護業務従事者の扶助。救護業務従事者の扶助については、国家公務員災害補償、労働基準法に基く災害補償と均衡を失しないよう措置すること。

以上の通りであります。かくして討論を終結いたしました。先ず修正案について採決いたしましたところ、全会一致を以て可決いたしました。次いで修正箇所を除く残余の部分について採決をいたしましたところ、これ又全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。なお附帯決議案につきましても、全議員議なくこれを承認することに決定いたしましたのであります。

以上をもつて御報告を終わります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。委員長報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り、修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時十一分散会

○本日の会議に付した事件
一、給與所得税軽減に関する決議案
二、日程第一 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、名古屋通商産業局公益事業富山支局の設置に關し承認を求めるとの件
一、日程第二 国会職員法等の一部を改正する法律案
一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に關する件
一、参議院法制局職員定員規程の一部改正に關する件
一、日程第三 産業教育振興法の一部を改正する法律案
一、日程第四 日本赤十字社法案

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

議員
藤野 繁雄君 波多野林一君
西田 天香君 中山 福藏君
徳川 宗敬君 伊達源一郎君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高田 寛君
高木 正夫君 杉山 昌作君
島村 軍次君 小宮山常吉君
小林 政夫君 楠見 義男君

河井 彌八君 加藤 正人君
片柳 眞吉君 柏木 庫治君
加賀 操君 小野 哲君
尾崎 行雄君 奥 むめお君
岡本 愛祐君 岡部 常君
梅原 眞隆君 井上なつゑ君
伊藤 保平君 石黒 忠篤君
結城 安次君 山本 勇造君
山川 良一君 上原 正吉君
青山 正一君 玉柳 寛君
中川 幸平君 九鬼教十郎君
大矢半次郎君 郡 祐一君
廣瀬 兵衛君 岡崎 眞一君
楠瀬 常猪君 加藤 武徳君
城 義臣君 植竹 春彦君
山本 米治君 古池 恒三君
小杉 繁安君 石川 榮一君
西山 亀七君 山田 佐一君
大谷 肇潤君 一松 政二君
深木 六郎君 仁田 竹一君
草葉 隆圓君 徳川 頼貞君
左藤 義詮君 大島 定吉君
黒田 英雄君 寺尾 豊君
溝口 三郎君 三浦 辰雄君
前田 穰君 堀越 儀郎君
小野 義夫君 小串 清一君
重宗 雄三君 大野木秀次郎君
入交 太蔵君 宮田 重文君
宮本 邦彦君 秋山俊一郎君
鈴木 直人君 石村 幸作君
長谷山行敏君 高橋進太郎君
石原幹市郎君 堀 末治君
鈴木 恭一君 愛知 授一君

昭和二十七年七月二十八日 参議院會議録第七十号

安井 謙君	長島 銀藏君	齋 武雄君	矢嶋 三義君
竹中 七郎君	菊田 七平君	村尾 重雄君	永井純一郎君
小川 久義君	溝淵 春次君	吉川末次郎君	カニエ邦彦君
國 伊能君	滝井治三郎君	島 清君	佐々木良作君
池田宇右衛門君	前之國喜一郎君	小林 亦治君	相馬 助治君
駒井 藤平君	北村 一男君	中村 正雄君	山下 義信君
中山 壽彦君	白波瀬米吉君	赤松 常子君	小松 正雄君
岩沢 忠恭君	西田 隆男君	棚橋 小虎君	原 虎一君
大屋 晋三君	泉山 三六君	曾祿 益君	下條 恭兵君
横尾 龍君	石坂 豊一君	松浦 清一君	
境野 清雄君	大隈 信幸君	國務大臣	
谷口弥三郎君	稻垣平太郎君	文部大臣 天野 貞祐君	
山花 秀雄君	千葉 信君	通商産業大臣 高橋龍太郎君	
三輪 貞治君	小林 孝平君	政府委員	
三橋八次郎君	若木 勝藏君	文部省初等中 等教育局長 田中 義男君	
中田 吉雄君	小瀧 彬君	厚生政務次官 松野 頼三君	
小酒井義男君	栗山 良夫君	通商産業大臣 官房會計課長 伊藤 繁樹君	
梅津 錦一君	深川タマエ君		
荒木正三郎君	内村 清次君		
佐多 忠隆君	羽生 三七君		
紅霞 みつ君	石川 清一君		
松浦 定義君	松原 一彦君		
吉田 法晴君	山崎 恒君		
岩木 哲夫君	岩男 仁藏君		
菊川 孝夫君	岡田 宗司君		
一松 定吉君	櫻内 辰郎君		
堀木 鐵三君	小笠原三三男君		
木下 源吾君	金子 洋文君		
岩間 正男君	江田 三郎君		
堀 眞翠君	水橋 藤作君		
岩崎正三郎君	千田 正君		
東 隆君	田中 一君		
加藤シヅエ君	山田 節男君		

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十 円

(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
電話九段四三二五
郵便局一五〇〇〇
印刷 庁